

「平和憲法を守る会」

ニュースNo154 2023. 1. 11発行

かながわ
平和憲法を守る会
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター内238
TEL 090-1105-6980
FAX 042-797-7486
郵便振替 00250-3-85449
平和憲法を守る会

年頭に思う反基地の闘い

我々基地周辺に住む市民にとって基地は誠にやっかいな存在です。日常的に航空機爆音に晒され、あまり酷い爆音で上空を見上げると、手の届くような上空で低空飛行を行っており恐怖そのものです。基地負担は日常会話の阻害、電話の音が聞こえない、大事な話が寸断され、精神的なストレスが増大しています。これを何とかしようとして全国7カ所の基地（小松、厚木、横田、岩国、新田原、普天間、嘉手納）の各基地で裁判闘争が展開されています。



しかし、裁判闘争も司法が行政や立法機関に忖度をしてまともな判決が下されていません。その基本的な内容は米軍機に対して第三者行為論が踏襲されており「司法が第三者の航空機の騒音を判断することが出来ない」として常識的な判断を避けています。しかし、この「爆音状況は違法状態にある」という判断だけは言い切っています。この判断は全国での裁判闘争で50回を超える判決を下していますが明確な「飛行停止、環境基準以下に騒音を抑えなければならない」という判決は出していません。明らかに安保条約の地位協定を尊重して、外国軍隊が憲法をはじめ、国内法を外国軍隊が守る必要は無いとしているのです。

この神奈川県厚木基地は現在P-1哨戒機の配備が進み、訓練基地（初心の操縦士が対潜哨戒機の飛行訓練を行っており、技術が向上すると日本各地の基地に配属されている）となっており、昼夜を問わず危険な訓練飛行が行われています。更には外来機やオスプレイが頻繁に飛来しており、日本飛行機（株）厚木工場でのオスプレイの定期機体整備契約が結ばれ、昨年2機目の機体の整備が行われています。整備終了後この厚木基地の近隣で試験飛行が行われたら非常に危険な状態になる事は明らかです。一方、現在でも空母艦載機が約60機岩国基地に移駐後でも爆音は後を絶ちません。むしろ爆音の回数は増加傾向にあります。又、最近基地ではシーバーン訓練（生物・化学・放射能・核兵器）の訓練やパトリオットミサイルの訓練も行われており危険な状況が継続されています。更に国は今年から来年にかけて航空機騒音のコンター（基地の航空機の爆音の酷さの地域上の爆音の同じ地域のラインを見直す作業）に取りかかっています。この様な動きは基地による被害の固定化と被害の拡大と航空機爆音の存在を公式的に隠蔽する動きに他ありません。我々はこれを許すことは絶対出来ません。

大波修二(大和市議・本会代表委員)

2023年を、国民の生活、健康と、平和憲法を守る年に。

2022年はロシアのウクライナ侵略に始まり、全世界の反戦の世論にも係わらず、未だに侵略戦争が続けられている。またアジアでは台湾を巡る、米中間での軍事緊張の高まりが、日本を戦争に巻き込もうとしている。そのような情勢の中で、岸田内閣は何ら和平そして核兵器禁止の動きをとろうとせず、12月に安保3文書を火事場泥棒的に閣議決定して、安倍内閣以上の改憲路線を強引に進めようとしている。



今年、米海軍横須賀基地の空母母港化50年を迎え、さらに関東大震災100年を迎える年である。そして米海軍横須賀基地を母港とする原子力空母レーガンは、日本周辺で、自衛隊とともに日米共同軍事演習を繰り返して、軍事緊張を高めていると同時に、関東大震災クラスの地震と津波が横須賀を襲った場合には、原子炉がメルトダウンを起こして首都圏一帯を大量の放射能で汚染しかねない『首都圏の原発』である。

また2022年は沖縄、横田、三沢、厚木、横須賀基地と全国の米軍基地で、人体に大変有毒である有機フッ素化合物が発見され、周囲の住民の健康に重大な脅威を与えた。横須賀基地でも、国基準の258倍という大変高濃度の有機フッ素化合物が、排水処理場排水から検出され、市長も原因究明、立入調査、排水停止を求めたが、12月15日に不完全な立入は行われたものの、未だに原因も明らかにならず、排水も停止されておらず、今年こそ、根本的解決に向けた市民運動の強化が必要である。さらに政府は、原発の再稼働そして地球温暖化を加速させる石炭火力発電所も稼働させようとしている。国民の知る権利を侵害する特定秘密保護法がいよいよ動きはじめ、国民の財産を侵害する土地利用規制法による基地周辺の注視区域指定もされようとしている。

国民生活は、何十年ぶりの未曾有の物価高で、日に日に苦しくなっている。それに増税と社会保険料の増加が拍車をかけようとしている。コロナも、政府の無策によって感染が再拡大し、今や誰が感染してもおかしくない状況となって、国民を苦しめている。

まさに、労働者、商業者、生活者等国民全体の生活と健康が危機を迎えており、岸田内閣に対する支持率は低下の一途を辿っている。このような状況の中で、今年こそ私達1人1人が萎縮することなく、苦しんでいる国民の先頭に立って行動を開始し、声を挙げていく必要があるのではないだろうか。

その手始めが地域で、具体的成果を出しやすい4月の統一地方選挙である。各地域で力を合わせて国民の生活、健康と、平和憲法を守る候補者、議員を増やしていきたい。

呉東正彦(弁護士・本会代表委員)

第84回平和憲法を守る神奈川県民集会開催

かながわ平和憲法を守る会は、12月10日に不戦の誓いの集い第84回平和憲法を守る神奈川県民集会を開催した。「沖縄復帰50年・沖縄戦を振り返り・本土復帰・沖縄の今」と題して沖縄大学地域研究所特別研究員の毛利孝雄さんを講師に開催した。毛利さんは、沖縄問題は何かとして、「本土」とは異なる沖縄の近現代史をアジア侵略の入口としての琉球併合から、沖縄戦、そして「復帰」の前提に27年間の〈アメリカ世〉があると問題提起した。沖縄戦では、米英軍による「鉄の暴風」によって住民4人に1人が亡くなった地上戦、日本兵による住民被害・虐殺など、戦争の恐ろしさを明らかにした。また、不発弾処理、開発計画を困難にする所有者不明土地問題、放置される戦没遺骨など戦争が今も終わっていないとした。続いて27年間の沖縄統治問題、「復帰」後50年の特徴点に触れた。キーワードは、オキナワンカルチャーとウチナーンチュの誇りとした。「台湾有事」に自衛隊の参戦と南西諸島の戦場化を前提とした軍事化の急速な展開に触れ、辺野古移設だけでなく、「沖縄を再び戦場(いくさば)にさせない」ために沖縄は大同団結することが求められている。沖縄の民衆運動の最大の特徴は、辺野古ゲート前、安和、塩川など「現場」の持つ力だとし、それに「本土」は変わりえるのか。私が変わりえたとすれば、「本土」の人たちも変わりうる。無関心や誤りを正していく、人間の営為の持つ力を信じたい。1人でも多くの人に沖縄の「現場」に立ってほしい。全国に沖縄と出近い、つながり、考え続ける人たちの生まれることを、心から願っているとまとめた。沖縄戦の現実、今も残る沖縄戦の被害、沖縄での闘いから、二度と沖縄を戦場にしてはならないこと、不戦の誓いを確認するものとなった。



「紀元節」復活＝「建国記念の日」に反対し、今、改めて「皇民」化教育を問う
第85回平和憲法を守る 神奈川県民集会
「戦争は教室から始まる」

日時 2月4日(土)18時30分～18時15分開場
場所 県民センター604
講師 北村小夜(元教員)

厚木基地の今を巡るツアーに参加して

厚木基地を取り囲む人間の鎖やデモにも参加したことはあるが、眼前に基地を見渡せる場所に立ったのは初めてだ。住宅密集地が基地を取り囲んでいる。隣接する広い公園(国有地)には、多くの親子連れや子どもたちが遊んでいた。しばらくし

て、公園の方向から音が聞こえてきたかと思うや轟音と共に機体が頭上をかすめて基地に着陸した。また、待機していた機体が現れて、ゆっくりとターンしながら轟音と共に離陸していった。今日は、日頃より静かな日であるらしい。

このところ、また自宅上空を深夜、早朝、軍用機の音が聞こえてくる。「何時だと思っているんだ。」米軍艦載機が岩国に移駐したにもかかわらず、オスプレイも飛んでいるしヘリなど飛行・爆音は増えている。かつて、田舎から上京した母が初めてこの爆音に出くわした時、呟いたことばがある。「人をおどす音だなあ！」

わたしは、穏やかで平和な空を知っている。「あっ、飛行機だ！」空高く飛行機雲をずっと眺め喜んでいた子どもの頃の記憶。しかし、この地に来て経験する“人をおどす”騒音・爆音・轟音は、いつになっても耐えがたいものである。抗議の電話をかけまくることもある。大和市を歩いていた時のこと、屋根すれすれに轟音と共に飛んでくる機体にびっくりして、地元の人に聞いたところ、これでもまだよい方だと言われ驚いたことがある。“なんという人権無視だ！”

基地見学が終わり、学習センターにて再び大波議員から基地の機能や被害の実態などについて説明を聴く。

・イタリアなど基地は、住宅地にはない。・全国どの空港も基地周辺は、米軍機優先である。・厚木基地の使用目的が多様化している。シーバーン（生物・化学・放射能・核兵器）訓練までされているとは・・・。・カナダ、オーストラリアの哨戒機も飛来している。・オスプレイの構造的欠陥による事故も多発しているが、無視され運用され続ける。国民には知らされていないことばかり。戦争でも起きれば、厚木基地周辺はどんな事態になるか恐ろしくなる。・・・・

だからこそ、国民を守るために戦争を仕掛けられない、戦争を仕掛けないために、軍拡競争をしないで日本国平和憲法を前面に掲げ、必死になって平和外交を進めていくのだ。戦争のための膨大な防衛費は必要ない。国民の生活を豊かにするために、世界の災害援助、地球温暖化のためにお金を使おう。

横浜国立大学名誉教授による環境騒音の証言（規制基準のやり直し）は、これからの全国の基地騒音の共通課題として新たな闘いに入っていくことになるのだろう。

わたしが漠然と願っていたことは、このことだと思いました。どんな所に住んでも天上は万人にとって安らかなものであってほしい。軍用機の爆音は、そこに住む人間の安らぎを奪う。限られた地域であるから我慢しろとはならない。これからの時代に向けて、深刻な軍用機（騒音）被害を残してはいけけないのだ。穏やかな平和な空を残していこう。

最後に、大波議員がなぜ議員になったのかその理由を始めて知った。この厚木基地の騒音被害を経験して、見て見ぬふりをするわけにはいかない。基地反対の闘いをするからには責任を持ってやろうと決心し、議員の道を選んだということであった。それ以来、9期36年大和の地で、基地をなくす闘いの先頭に立ってこられたこと、体力のあるもう1期頑張りたいとの心強い意志表明がありました。《K》



各地の市民運動から（紹介）

【11・3憲法を考える神奈川県民集会】

憲法を考える神奈川県民集会が「改憲発議をさせない。わたしたちの憲法論議」と題して11月3日、かながわ県民センター ホールにて、瀨瀨厚さん（明治大学国際武器移転史研究所客員研究員）を講師として、かながわ憲法フォーラムの主催で開催された。

「新たな段階を迎えた護憲運動の現在とこれから～軍事国家日本への道を阻むために～」の副題で行われた講演は要旨として①平和憲法を破壊する行為を近々の事例としての安倍国葬に絡み指摘すること②ロシアのウクライナ侵略や中国の軍拡などを口実に改憲に拍車がかけている現状を指摘すること③敵基地攻撃能力の保有、防衛費増額など軍事大国化に舵を切ろうとする防衛政策を検証すること④安倍の遺訓として「戦前回帰」に帰結する戦後日本政治の改造を進める岸田政権を批判すること⑤改憲発議をさせないためにも野党共闘は今後も不可欠であること、であった。



この中で、「馬上の安倍、安保を走らす」から「死せる安倍、岸田を走らす」へと、軍事主義の指向性が強かった安倍の政治手法が岸田政権に作用、国葬を契機に一層具体化されていくのではないかとし、安倍を背負って岸田政権は、軍事大国化や戦争動員体制の起動、アジア版NATO構想によってアメリカ主導の戦争に常時参戦する危機に、また、安保の全世界化に無繋がると指摘した。

新自由主義についても、上がったのは物価だけであったし、軍事大国化は結局は、日本に戦争・恐怖・不安をもたらし、貧困大国化への道ではないかとした。

野党共闘についても、護憲共闘であるべきだとし、憲法が踏み絵となっている事はやむを得ない、維新は論外としても参政等党も第二自民党であり、共闘は出来ないと指摘した。

ロシアのウクライナ侵略問題でも、アメリカはロシアの国力を削ぐためにウクライナを利用しているがロシアの侵略は国連憲章違反、日本では国家主権を自衛する権利を持っているが、それはあくまで非軍事的手段による自衛権の行使を求めているものであって、それゆえに九条二項で「戦力不保持」を謳っている、憲法で自衛戦争を容認している国であっても侵略戦争は認めていないはずとして、侵略戦争を口実とした防衛費増額の誤りを指摘し、中国を敵視し、締め上げているのは、かつてのアジアの盟主になろうとする妄想であるとした。

また、非核市民宣言運動ヨコスカの新倉裕史さんは、「神奈川の基地と自衛隊の街から」広域化と多国籍安保化の拠点としての横須賀基地の状況やミサイル防衛拠点として、或いは存立機器事態・集团的自衛権行使の想定訓練や共同訓練、更にはミサイル弾薬庫の増設など着々と進む基地強化の現実を報告した。《S》

【11月14日、18団体で、横須賀市長に「再々4要請書」を提出】

11/14、かながわ平和憲法を守る会を含め18団体を代表して8人が、今年になって3回目の交渉を横須賀市基地対策課とした。



10/27に、防衛省から神奈川県、横須賀市に報告された米海軍横須賀基地排水処理施設の有害有機フッ素化合物PFOS等の9月29日の第5回米軍検査結果では、生活排水ライン入り口で6280ng、同出口11700ng、産業排水ライン入口で8420ng動出口で12900ngと暫定指標値を最大258倍超過するPSOSが検出された。これに対して土地横須賀市長は、原因究明を求め、活性炭のフィルター等の確認と排水のサンプリングを実施するため、市として横須賀基地への立ち入りの申請をすることを国に伝えた。そこで10項目の要請をした。要請は、①今回の防衛省からの報告も原因究明に触れられておらず、泡消火剤を使った訓練、火災発生による実際の使用、保管施設からの漏洩・投棄それらによる土壌汚染からの溶出が考えられる。生活排水ラインでも、産業排出ラインでも入り口で目標値を上回っているので複数の発生原因があることが想定される。米海軍自体が、調査報告書を作成しなければならないことになっているはずだ。現在、米海軍がどのような原因究明活動を行っており、いつごろまでにその報告がなされる予定かを、米海軍に直接確認すること。POFAの方がPEFOSより多く検出されていることの意味は何か？

②防衛省によると、米海軍は8月29日及び30日に22箇所のリフトテーションでサンプリングを行い分析中とのことだが、4週間たっており、すでに結果が出ていることをあきらかなので、その結果及び各リフトテーションの位置と排水路の位置関係の速やかな公表を求める。

③10月28日のサンプリングの結果公表はいつになるのか。米海軍はサンプリング後2週間以内に、PFOS類の含有量検査が可能であったことの実事関係を確認すること。

④11月1日のフィルター設置後、米海軍はすぐにフィルター使用後の排水のサンプリング行っているが、上記厚木基地と同様にやればできるので、米海軍に速やかに確認し、直接公表を求めること。

⑤米海軍横須賀基地の下水処理システムは、雨水と排水合流なのか。分流式なのか。分流式だとすると、土地汚染の可能性もあり、雨水→土壌→雨水路→直接海への汚染放出のおそれがあるので、雨水枡や雨水の海への排水口の排水も調査する必要がある。

⑥米海軍横須賀基地への立ち入り調査は、すでに国に申請済なのか。いつ頃実施される見通しか。遅くとも今年中に実現するよう働きかけること。

⑦立ち入り調査では専門的知見のある環境部、上下水道局職員も同道すること。排水処理場のどのような排水処理のプロセスの中で、活性炭フィルターをどのように使用しているのか、排水処理場の排水経路の配置図上の位置やその処理のフローチ

ャートを具体的に示すよう求めること。汚水処理サンプリングは、8月19、30日に見られるように、日によってもバラツキがあるので、異なる複数日、及び今後も定期的に実施を求め、サンプリングは速やかに検査を行い、結果が出次第公表すること。

⑧立ち入り調査が遅れている米海軍の原因調査を補完し、促す効果も臨まれる。PFOS類、泡消火剤の過去の保管場所、訓練での使用場所等の確認、視察、リフトテーションの一部の溜水、汚泥のサンプリング等も求めること。

⑨④で述べた11月1日以降のフィルター設置後の排水サンプリング結果が、国の基準値を下回っていることが確認なされるまでは、排水処理場から排水しないよう、国と米軍に求めること。

⑩米本国の新しい基準によればPFOS、0.02ng/1以下、PFPAは、0.004ng/1以下でなければならないとされており、米国自身が、日本と米国の環境基準の厳しい方に従うと約束している。また、この汚染はこれまで相当長期間にわたって大量の排水の中に含まれて排出の中に含まれて排出されているので、周辺の海洋生物による食物連鎖によって濃縮されていけば、その魚介、海藻類を食べる県民の健康と安全に深刻な影響を及ぼしかねないから、米国も日本も規制を強化しつつある。新聞記事によれば、沖縄の市民団体の調査で、住民の血中のPFASの濃度が、全国平均より高く、ドイツの目標値を上回っている。従って、今後市として、周辺での海洋生物中のPFOSのサンプリング調査、希望する市民のPFASの濃度の検査等を具体化すること。と要請し、回答をして頂いた。

今回の防衛省の報告も全く原因究明に触れられていない。PFOAの方がPFOSが多く検出されている。米海軍は8月29日・30日に22箇所リフトテーションサイプリングを行い、分析中で、結果が明らかになっていない。公表を求めることと要求したが、回答がなかった。立ち入り調査については、米軍、防衛省と調整中で、まだ立ち入り調査の申し入れをしていないとの回答だった。直ぐに排水を止めろと要求したが、回答は得られなかった。

交渉後。記者会見した。横須賀市は未だに立ち入り調査の申し出を、国・米軍にしていない。県民の命に関わる問題であると報告した。その後、県と国が、横須賀港と厚木基地のある綾瀬市の堅川に立ち入り調査に入り、基準値以上のPFOA・PFOSの値が出た。今後も、検査体制の強化が求められている。《吉田》

【安保法制違憲訴訟かながわ控訴審】

12月6日、14時から安保法制違憲訴訟かながわ控訴審第一回が、入廷行進の後、東京高等裁判所101号法廷で満席の傍聴者の中で開催された。

安保法制違憲訴訟かながわ訴訟は、3月17日に横浜地裁で下された判決を不服として300人を超える原告が控訴、控訴理由書を提出し、被告の国側の答



弁書が提出された事を受け第1回期日となった。

冒頭、中西新太郎原告（横浜市立大学教授）が意見陳述を行い、「現時点で、生命身体侵害の具体的危険が生じているとは言えない、新安保法制法の立件行為によって権利が侵害されてとは言えない」という判決について、「具体的危険もないし、精神的苦痛も受忍限度内だせと言うが、現在進行している新安保法制の変化、軍事行動（演習も軍事行動である）が進めば不安や危険も増す」と指摘し、軍事行動（リムパックの様な演習）は詳細は明らかにされず、現実化が起こっていても集団的自衛権の行使もそもそも我々に判断できない。」として戦争が起こってからでないかと訴えられないという判決の矛盾を示した。



続いて、福田護弁護士は原判決の基本的誤りについて、新安保法制の中身に触れず、憲法判断もしていない事、具体的危機・つまり戦争が起きる前夜でないと訴えられないし、そもそもその時点で司法が機能しているかもわからないとし、憲法判断についてもまずは国会と委ねてしまっている、新安保法制追認してしまっている、違憲性を司法が判断すべきだと指摘、敵国と想定している国とのミサイルの応酬があれば一番の被害を受けるのは日本であるとした。

最後に石黒康仁弁護士は新安保法制の変化について指摘し、米軍と自衛隊の軍事的一体化、敵基地攻撃能力、台湾問題などに触れた。

この間、国側3弁護士は発言について特に必要なしということであり、次回期日を来年3月7日午後2時からと決めて終了した。

公判後、ビジョンセンター日比谷で報告集会が行われ、福田弁護士は控訴理由書にふれ、他の判決は正面から検討していないなかで唯一横浜地裁は法律の不明確さの問題点を指摘している点を評価、しかし集団的自衛権の行使やなどについては具体的に検討していないことなども記載したと指摘した。

続いて石黒康仁弁護士は準備書面で新安保法制とは何か、自衛隊の変容、米軍の指揮下に入りアメリカの戦略に巻き込まれてしまう。集団的自衛権の行使の3要件についても存立危機事態の判断しても結局アメリカにしか判断できない、台湾有事・北朝鮮・イラク問題もすべてアメリカが関わっている、一緒になって戦うというのが新安保法制だということを書いたと報告した。

最後に岡田尚弁護士からの全国の状況説明と会場からの質疑応答で次回期日に向けた方向性を確認し締めくくった。《杉山》

メールアドレスをご登録いただくと最新の集会の案内等を送ります。
このニュースも見ることができます。
「平和憲法を守る会ニュース」への投稿をお待ちしています。

下記まで、お送り下さい。

かながわ平和憲法を守る会 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2-238

TEL 090-1105-6980

e-mail e-kaihou@nifty.com e-kaihou@ezweb.ne.jp